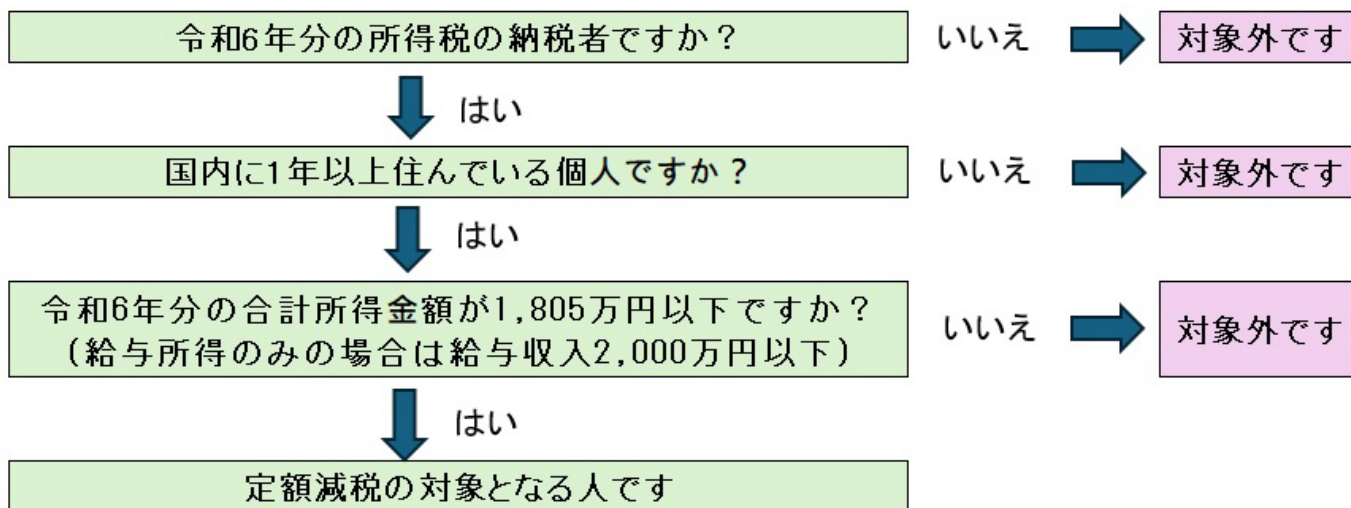




定額減税の対象者の条件は？



以下の方が定額減税の対象者になります。



定額減税額は？



- ・所得税減税額：本人と同一生計配偶者及び扶養親族1人につき30,000円
例：本人・配偶者・子供2人の場合：30,000円×4人=120,000円
- ・住民税減税額：本人と同一生計配偶者及び扶養親族1人につき10,000円
例：本人・配偶者・子供2人の場合：10,000円×4人=40,000円



いつから、どのように減税されるのですか？

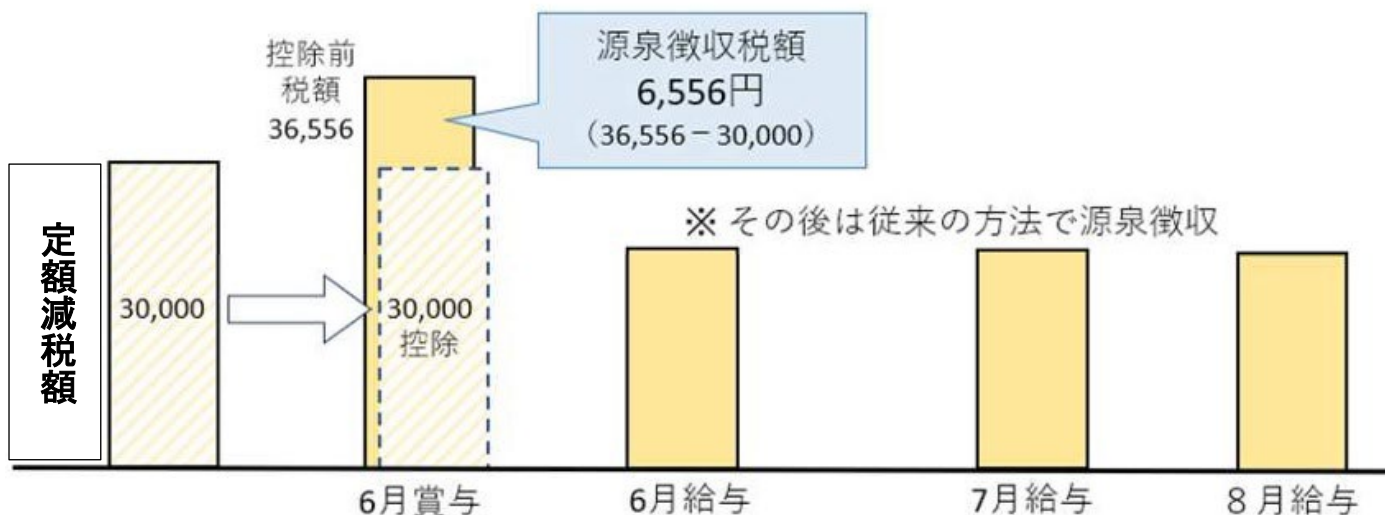


●給与所得者の所得税の定額減税は

令和6年6月以後の最初の給与の減塩徴収税額から定額減税されます。

事例①：単身の場合

定額減税額：30,000円 × 1人 = 30,000円

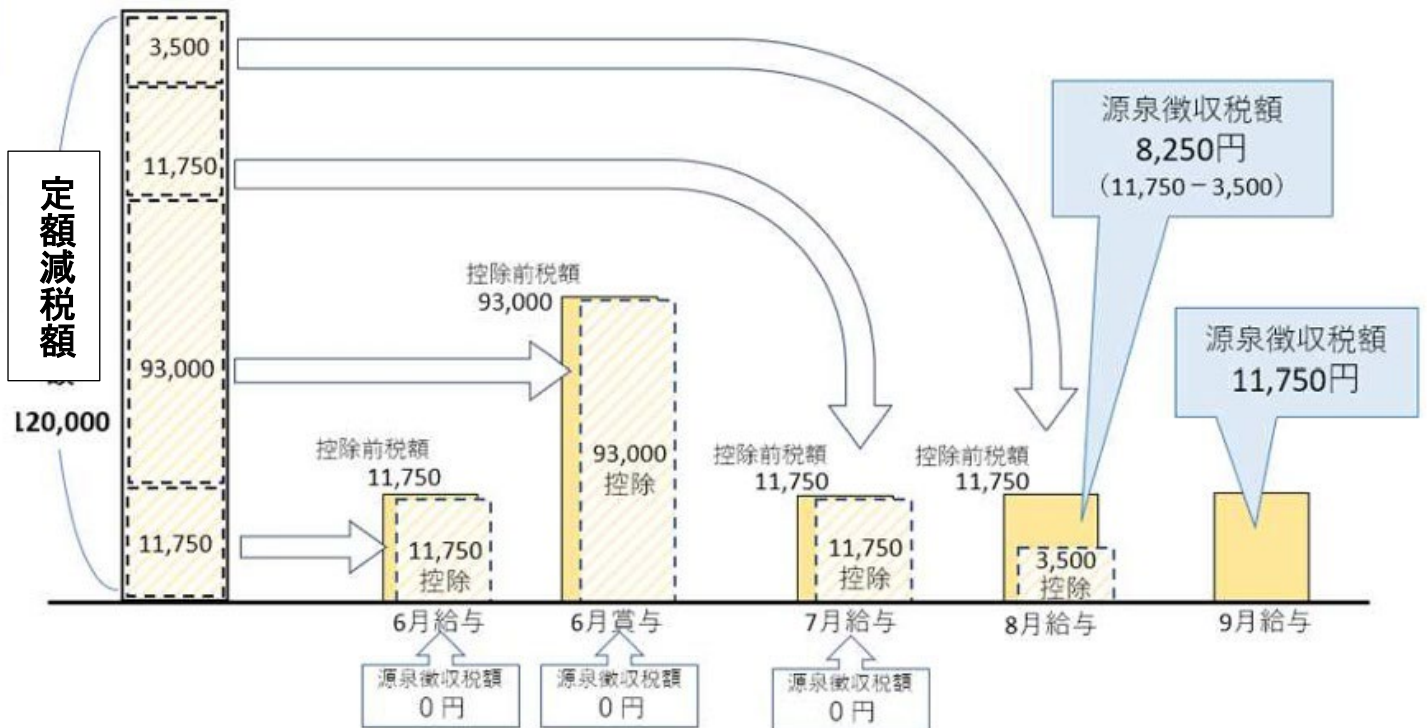


この事例では定額減税額(30,000円)が最初に支払う6月賞与の控除前税額(36,556円)以下となるため、定額減税額を6月賞与の控除前税額から全額30,000円を控除し、控除した後の残額(6,556円)が6月賞与に係る源泉徴収税額になります。

その後は控除できる定額減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を徴収されます。

事例②：本人・配偶者・子供2人の場合

定額減税額：30,000円×4人＝120,000円



この事例では、定額減税額(120,000円)が最初に支払う6月給与の控除前税額(11,750円)を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の定額減税額は、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から順次控除します。

9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方方法で源泉徴収税額を徴収されます。



住民税、どのように減税されるのですか?



●給与所得者の住民税の定額減税は

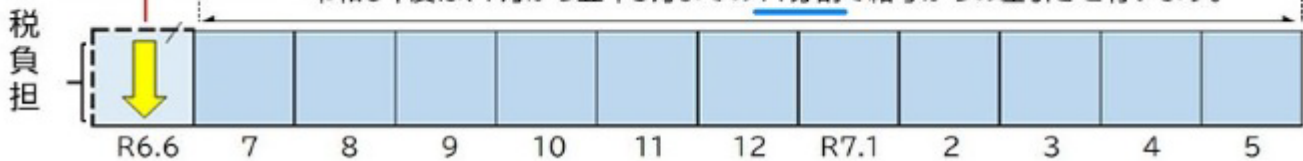
住民税は令和6年の所得割額から減税額を引いた額を11等分し7月～令和7年5月までの11ヵ月間で毎月徴収します。

例年は、6月から翌年5月までの12分割で給与からの差引きを行います。



6月分は徴収しない

令和6年度は、7月から翌年5月までの11分割で給与からの差引きを行います。



事例：本人・配偶者・子供2人の場合

住民税額：55,000円

定額減税額：10,000円×4人=40,000円

定額減税後の税額：55,000円－40,000円=15,000円

15,000円を11分割して徴収します。

年度/月	R6.6	7	8	9	10	11	12	R7.1	2	3	4	5
税負担		2,000	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

100円未満の端数については7月にまとめて徴収します。